

戰國時代の府・庫について

佐 原 康 夫

はじめに

第一章 府系統の機構

第二章 庫系統の機構

第三章 府・庫の歴史的位置

おわりに

はじめに

中國古代史において、強大な秦漢統一帝國がどのように形成されたのか、という問題は常に大きな研究課題であり續けている。特に秦漢の様々な制度の構造と變遷については、多くの實證的研究が積み重ねられてきた。そして多くの場合、秦漢の制度の淵源が戰國時代に溯ることが考えられている。傳統的な評價において亂れきった惡しき時代としかみなされなかった戰國時代は、現在では古代專制帝國の形成過程として重視されているのである。

しかしこの時代は『漢書』のような體系的歴史記述を持たないため、秦漢の制度を溯って調べようとしても、多くの場合は蕪雜な史料の中に立ち消えてしまう、という研究上の困難を伴っている。また、戰國時代の列國の官制などを復元する試みは明の董說『七國考』以來様々な業績があるが、それらは文獻中に偶然殘された零細な資料を羅列するのみに終

り、官制の體系を復元するには程遠い。

これを補うのが考古學的發掘による出土文字資料である。すでに統一以前の秦については雲夢秦簡の發見によって新たな事實が次々に明らかになりつつあるし、他の國についても金文資料などを利用した研究がなされつつある。⁽¹⁾

本稿では近年充實してきた出土文字資料とその研究成果を手がかりに、主として戰國時代の各國の財庫として府・庫をとりあげ、各國の制度を比較しながらその制度的な沿革と歴史的意義について初歩的な分析を行うことを目的とする。

さて、「府庫」はしばしば二字で熟して財庫の總稱として用いられ、また「府」は役所一般の意味としても用いられるが、原義においては「府は寶藏貨賄の處を謂うなり。庫は車馬兵甲の處を謂うなり。」（『禮記』曲禮下、鄭注）と言われるように、府は財貨の藏を、庫は武器庫をそれぞれ指している。本稿では金文などに見られる府や庫をこの原義に即した觀點から整理し、財庫のシステムを通じて戰國時代の財政機構の特色を窺う方法をとる。また各種の財庫の職掌等についてはなるべく同時代資料から歸納して考察し、『漢書』百官公卿表など漢代の記述を自明の前提とは見做さない。このような史料は前漢一代を通じて發展した官制を完成された形態において記述しており、安易に用いれば却って時代による變化を見失うことになるからである。なお、本文中に引用する金文は出土品を優先し、傳世品は補助的に用いるにとどめる。釋字は印刷上の制約により、特に問題のない限り通行の字體をもつてし、必要な場合にはその根據を註記する。

第一章 府系統の機構

戰國時代の鼎、鍾など青銅製禮器には、しばしばその器を製造あるいは管理した官名が刻されている。その中に「賁」なる官名があり、研究者の注目を集めてきた。これは言うまでもなく「府」の繁文であり、各國にその例が見られる。

まず、各國の「府」のうち研究の進んでいる楚について整理してみよう。楚の最後の都壽春の置かれた安徽省壽縣周邊からは數多くの有銘青銅禮器が發見され、「大府」なる官名を刻したものが見られる。數例をあげれば、

(1) 秦客王子齊之歲、大廣爲王儉晉鎬。集脰

(2) 大廣之器

(3) 郢大廣之□□

(鎬、壽縣朱家集出土、文物一九八〇—八)

(銅牛、同、文物一九五九—四)

(量、鳳臺縣出土、文物一九七八—五)

のように、楚の大夫は青銅禮器を管理するとともに、附屬する工房で青銅禮器を製造していたことがわかる。さらに、一九五七年に發見された「郢君啓啓」にも大夫が登場し、楚の封君である郢君啓の「府」に對して車・船それぞれに各地の關の免稅通行證として節を交付したことが記録されている。⁽³⁾このことから見て、楚の大夫は關市の稅の收取にも關與していたことが窺える。⁽⁴⁾つまり、楚の大夫は楚の宮廷で王の起居に供される奢侈的青銅器を製造、管理するとともに關稅などを収めた財庫だったと考えられる。

このような「府」は他の諸國にも見出せるだろうか。

一九七九年、內蒙古準格爾旗西溝畔で發見された戰國晩期の匈奴墓から、「少廣、二兩十四朱」「□工、二兩十二朱」などの刻銘を伴った銀製の虎頭が出土した(文物一九八〇—七)。字體は秦篆と共通するものを持っているが、「府」を繁文で表す點で秦の例と異っている。報告者が指摘するように、この銀器は三晉の最北端に位置した趙で作られたと考えられる。したがってこの銘文から、趙に「少府」があり、貴金屬製馬具を製造する工房を具えていたことがわかる。

また、一九七四年から七八年にかけて發掘された河北平山縣の中山國墓葬、一號墓主室からは、墓域の平面设计圖である「兆域圖」が出土した(文物一九七九—一)。青銅板に金銀で記された文字の中に中山王の詔とみられる文があり、その末尾にはこの設計圖について「其の一は従い、其の一は廣に藏せよ。」と記されていた。「兆域圖」は二つ作られ、一つは墓に副葬され、一つは「廣」に納められたのである。中山國において、王陵の造營と關連を持つような王の財庫が「府」と呼ばれたことがわかる。また陝西鳳翔縣高莊で發掘された秦墓から、明らかに中山國で作られた鼎が出土し、銘文の末尾に「侍廣儲」⁽⁵⁾と記されていた(文物一九八〇—九)。「兆域圖」に見える「府」は「侍府」であったかもしれない。

中山國と鄰接する燕の遺物の中に、河北易縣の燕の下都遺址から出土した數多くの青銅器がある。その中には象の形を模した尊があり、「右廣尹」と刻されていた(『河北省出土文物選集』圖一三三、以後『河北』と略稱)。「右府尹」がこの器を作った責任者なのか、それとも完成した器の管理責任者を示すのかは不明である。しかしこのような裝飾的な青銅酒器を製造あるいは管理した「右府」は、宮廷で王に供される器物の納められた財庫であったと考えられる。

この他、文獻によれば韓の「少府」は強力な弩を作ることと有名だったと言われている。⁽⁶⁾精巧な武器を作り得る工房を具えた少府が韓にも存在したことを示している。

以上紹介した各國の府は、いずれも宮廷で王の起居に供される財寶等を管理する財庫であり、多くは青銅器などを作る工房をも具えていたことがわかる。さらに、韓、趙と並ぶ三晉の一つ、魏では他國に比べて豊富な資料が得られる。

一九六六年、咸陽塔兒坡で一基の戰國墓が発見され、二十數件の青銅器が出土した(文物一九七五・六)。このうち鍾には次のような銘文があった。

(4) 安邑下官鍾 十年九月、廣嗇夫裁、冶吏翟般之。大斛斗、一益少半益。⁽⁷⁾

この器は戰國前期魏の國都であった安邑の「下官」所藏、十年(何王かは不明)九月に府の嗇夫の裁なる官吏の責任の下で冶吏の翟なる工人が製造したものである。この銘文は、所藏者あるいは製造命令者、紀年、製造責任者、直接製造者、容量、重量の六項目を構成要素としており、戰國魏の青銅禮器刻銘の典型的なパターンを示している。

さて、この銘文に表れた「府」、「下官」といった官署はどのようなものだったのか。魏の金文をもう少し見てみよう。

傳世の金文に

(5) 梁上官、容三分。宜信冢子、容三分。⁽⁸⁾

(6) 朝歌下官鍾

(鼎、『三代吉金文存』三一二四。以下『三代』と略稱)

(『中日歐美漢紐所見所拓所摹金文匯編』六三〇)

とあり、「下官」と對をなす官署として「上官」のあったことがわかる。(5)の「宜信冢子」という官名については後述す

る。また、

(7) 廿八年、平安邦□客財。四分籩、六益半鉞之冢。

(蓋)

卅三年、單父上官冢子烹、所受平安君者也。

(鼎、河南泌陽秦墓出土、文物一九八〇—一九

というように、平安君所藏の鼎が單父の「上官冢子」に移管された例が見られる。⁽⁹⁾ 同様の例としては、

(8) 信安君私官、視事欽、冶會。容半。

十二年、得二益六鉞。下官。容半。

(鼎、陝西武功県出土)⁽¹⁰⁾

がある。この場合はやはり魏の封君である信安君の「私官」で製造された鼎が「下官」に移管されている。製造責任者である「視事」は、恐らく前出の「喬夫」や「冢子」と同様の職掌を持った官名であろう。

これらの諸例から、魏には各地に「上官」「下官」が置かれ、「冢子」なる屬官がいたこと、魏の封君のもとには「私官」という、恐らく「上官」などと同様の職掌を持つ官が置かれ、「視事」なる屬官がいたこと、またこれらの官には青銅器を作る工房があったことがわかる。

これら「某官」と名のる官名は東周や秦にも見られるが、朱德熙、裘錫圭兩氏は、「某官」はすべて官廷の食官、すなわち君主の膳食を掌る官であり、漢代にも例が少なくないとしている。⁽¹¹⁾ さらに附け加えれば、前引の例で「上官」の屬官として見えた「冢子」について、『左傳』閔公二年に

太子は冢祀、社稷の黍盛を奉じて以って朝夕に君の膳を視る者なり。故に冢子と曰う。

と記されている。『左傳』では君主の太子を指して「冢子」と呼んでいるが、これが官名として用いられれば、「朝夕に君の膳を視る」ことを職掌としたと考えても不自然ではない。したがって魏における「上官」や「下官」は君主の食生活に供される青銅器などを管理する官であったと考えられる。

前引(4)の銘文で製造責任者は「府」の喬夫であった。この「府」は恐らく「安邑下官」に屬する財庫であり、「治吏」

が置かれたことから明らかなように青銅器製造の工房を伴っていた。これらのことから魏の「上官」「下官」などは先に紹介した各國の府と似通った職掌を持っていたと考えられよう。以上から、魏に獨自な官名である上官、下官など、君主の官廷生活に供する財貨を管理する官署を總稱して「府系統の機構」と名づけよう。

さらに魏における府系統の機構の特色として是非あげておかなければならないことがある。それは、上官、下官が地方の縣令の下にも置かれていたことである。傳世の鼎銘に

(9) 十三年、梁陰令□、上官冢子疾、冶□鈞。容半斗。

(『三代』三一四〇)

とあり、上官冢子の上級として梁陰縣令の名が記されている。また、

(10) 卅年、虢令癰、視事鳳、冶巡鈞。容四分。

(鼎、『商周金文錄遺』五三二。以下『錄遺』)

(11) 二年、寧冢子尋、冶諸爲財。四分甬。

(鼎、『三代』三一二四)

のような例も見られる。これらは上官、下官の官名を記さないが、冢子、視事という官名からみて上官、下官が置かれたことが推定できる。このような節略した記載法から考えれば、(6)(7)(8)に見られる「朝歌下官」「單父上官」「下官」も本来その地の縣令に屬した可能性がある。つまり、上官、下官といった府系統の機構は、首都におけると同様の名稱で地方の縣レベルにも置かれていたのである。

以上からこれらの財庫は君主の膳食官に由來してはいるが、それにとどまらない側面を持っていたことが推測できる。最後に秦の事例を見てみよう。

秦の中央政府に王の私的財政を扱う少府が置かれていたことは、すでに『漢書』百官公卿表の記事からよく知られている。同時代資料としては「少府」銘をもった銀器が臨潼上焦村の始皇陵陪葬墓から出土し(考古與文物一九八〇—二)、河北易縣燕下都址からは「少府、二年作」なる刻銘をもった戈が出土している。⁽¹²⁾貴金屬裝飾品を製造あるいは管理している點で前述の趙の少府と、また兵器の製造にも關與している點で韓の少府と通ずる面を持っていたと言えるだろう。⁽¹³⁾

また、近年出土した雲夢秦簡には、大内、少内という財庫官が見える。これらについて工藤元男氏らの研究を参考に整理してみよう。⁽¹⁴⁾

まず大内については、出土した秦律の中の金布律に二條の言及があり、首都咸陽には「大内」なる財庫があり、廢棄處分となった官有の器物の管理や官給の衣服の管理にあたっていたことがわかる。またその手續上、大内の業務は咸陽に遠い各縣においても行われており、縣單位にもこのような財庫の置かれていたことが推測できる。

縣における財庫の管理者としては「少内」があげられる。⁽¹⁵⁾雲夢秦簡によれば、少内は官吏からの辨償金の取りたてを行い、⁽¹⁷⁾また民間から奴隸を買上げる際の金銭支出を擔當しているから、縣などの金銭出納責任者であったと思われる。そして縣の少内は「府」とも呼ばれたらしい。⁽¹⁹⁾秦律の「内史雜」には

敢えて火を以て臧府、書府の中に入るなかれ。吏すでに臧に收むれば、官畜夫及び吏は夜に更ごも官に行け。火なければ乃ち門戸を閉じ、令史をして其の廷の府を循らしめよ。もし新たに吏の舍を爲れば、臧府、書府に依るなかれ。

〔報告〕二六四・五、〔圖版〕秦律十八種一九七・八、〔釋文〕一〇九頁

と規定されている。各級の「⁽¹⁶⁾廷」には財庫である「臧府」と文書庫である「書府」が置かれ、防火などに萬全を期していたことがわかる。縣の少内が管理していたのはこのような財庫であらう。さらに秦律には「臧律」なる篇名が含まれており、雲夢秦簡全體の特色として官有の器物管理が非常に重視されている。

以上、戰國時代各國の財庫たる「府」について、同時代資料を紹介しつつ論じてきたが、そこから窺える各國の制度について簡単にまとめておこう。

燕、中山、趙、魏、韓、秦、楚の各國にはいずれも財庫としての「府」もしくは府系統の機構が認められる。その中で各國共通に、王の宮廷の財庫を掌ったと思われる府があり、楚では「大府」、趙、韓、秦では「少府」と呼ばれた。これらの財庫は王の宮廷生活に供される財貨を管理するだけでなく、附屬する工房で青銅禮器や貴金屬器の製造をも行ってい

る例が多い。さらに楚の大夫は關稅の收取にも關與しており、單に財庫たるのみならず財政機構としても機能している。このような宮廷の府は、あるいは漢代、帝室財政を掌つた少府の先蹤として位置づけられるかもしれない。⁽²¹⁾

他方、魏では上官、下官といった君主の膳食官に由來すると思われる府があつたが、これらは首都の他、地方の縣令の下にも置かれており、膳食官の職掌を超えた役割を果していたと考えられる。

秦においては咸陽の財庫官として大内が、縣では少内が置かれ、官有の財貨を管理していた。その財庫は藏府などと呼ばれ、非常に嚴密に管理されていたことが、雲夢秦簡から明らかである。

以上を踏まえて、次に府とは性格を異にする庫の機構をみてみよう。

第二章 庫系統の機構

戰國時代の青銅製兵器には、しばしばその器を製造した官吏や工人の名が刻され、統轄する機構として様々な「庫」が見出される。特に一九七一年に河南新鄭の鄭韓故城から出土した大量の青銅兵器に刻された銘文が發表されて、⁽²²⁾戰國時代の兵器銘の研究は格段の進歩を遂げた。その代表的業績は黃盛璋氏の一連の研究である。⁽²³⁾日本では兵器の器形や使用法の發展を詳細に論じた林巳奈夫氏と、⁽²⁴⁾戈の器形と銘文を論じた江村治樹氏の業績があり、兵器銘の資料的價值を高めている。これらの業績によりながら、戰國時代の庫の機構を分析してみよう。ただし各國の兵器銘はその記載法や記載事項がそれぞれ異っており、一概に比較することができない。例えば燕では王名と兵器の種別だけを鑄型に印記した銘文が壓倒的に多く、⁽²⁶⁾王のもとにどのような機構が置かれてその器を作ったのかを知る術がない。また南方の楚では兵器製造を行なった官名などを記した銘文がほとんどないため、そのような機構があつたか否かもわからない。こういった資料の偏在にあらじめ注意した上で、資料の絶對數とその質において比較検討が可能と思われる韓・魏・趙の三晉と秦の制度をとりあげることにする。

まず韓の事例について。先に觸れた新鄭出土の資料から代表的な例をあげる。

(12) 鄭武庫 (戈)

(13) 鄭左庫 (矛)

(14) 鄭右庫 (戈)

(15) 王三年、鄭令韓熙、右庫工師史狄、冶□ (戈)

(16) 九年、鄭令向弼、司寇零商、武庫工師鑄章、冶珥 (矛)

(17) 十五年、鄭令肖距、司寇彭璋、右庫工師鑿平、冶贛 (戈)

(18) 十六年、鄭令肖距、司寇彭璋、左庫工師皇佳、冶瘡 (戈)

(19) 廿一年、鄭令鯀□、司寇吳裕、左庫工師吉忘、冶縵 (戈)

(20) 卅一年、鄭令樞濱、司寇肖它、左庫工師皮耳、冶尹啓 (戈)

(21) 三年、鄭令樞濱、司寇辛慶、左庫工師□斲、冶尹□造 (矛)

(22) 四年、鄭令韓□、司寇長朱、武庫工師弗□、冶尹岐造 (戈)

(23) 五年、鄭令韓□、司寇張朱、右庫工師皂高、冶尹孺造 (戈)

これらはすべて韓の首都新鄭で作られたものである。銘文の形式は四種類ある。(12)~(14)は庫名のみを記す簡単な形式で、武庫、左・右庫がある。二番めは(16)の例で、紀年、令名、庫工師名、冶名が記される。三番めは(16)~(19)で、さらに詳しく紀年、令、司寇、庫工師、冶の名を記す。最後は(20)~(23)で、末尾の冶名が「冶尹某」と記され、「造」字でしめくくる。また、武・左・右庫に加えて「生庫」が現れる。このような銘文の繁簡の差は、庫の機構が整備されるとともに次第に記載事項が増えていったためであると思われ、一緒に出土した兵器の中にも様々な時期に製作されたものが混っていることを示している。

これらの事例からは、韓の庫が兵器庫であるとともに一大兵器工場でもあり、銘文に記される官名が次第に増加することから、この機構が時を追って大規模化したことが窺われる。最も発展した段階での韓の庫の官制は左のように表わせる。

鄭令——司寇——各庫工師——冶（冶尹）

鄭令はいうまでもなく首都新鄭の行政責任者であるが、韓の場合首都の長官を縣令と同様の呼稱で記している點が興味深い。司寇は首都の四庫の官營手工業を統轄する官であろう。工師は技術者のリーダーなのか單なる下級の役人なのか判然としないが、その下にある「冶」は鑄物工であるとして間違いない。「冶尹」とも記されるから、庫に所屬する官工だったと思われる。

韓ではこの他地方の縣にも庫が置かれていたようである。傳世の兵器銘に

㉒ 八年、新城令韓定、工師宋費、冶拊

（戈、『錄遺』五八一）

㉓ 王三年、陽人令卒止、左庫工師□、冶□

（戈、『小校經閣金文拓本』十一五三。以下『小校』）

㉔ 六年、安陽令韓望、司寇□□、右庫工師若父、冶□□□刺

（矛、『陶齋吉金圖錄』二一二五）

㉕ 十七年、彘令解朝、司寇鄭害、左庫工師□□、冶□□

（戈、『小校』十一五九）

などがあり、縣にも左、右の庫が置かれている。銘文にはやはり繁簡の差があるが、時代的な差か地域的な差かは資料不足のため不明である。しかし韓の縣にも首都と同様に

縣令——（司寇）——左・右庫工師——冶

という機構を持った庫があったことはほぼ推測できよう。

次に趙の庫について見よう。趙の有銘兵器は韓のそれと比較して出土例は少ないが、庫の機構の一端を窺うに足る。邯鄲百家村戰國墓群の三號墓からは

28 甘丹上

(考古一九六二—一二)

という銘をもつ戈が出土した。傳世の戈銘に

29 甘丹上庫

『痾盒藏金』五九

という例があるから、28の「上」は明らかに「上庫」を指している。時代の降る出土品では、

30 四年、相邦春平侯、邦左庫工師身、冶旬□執齊

大攻尹肖聞 (背面)

(劍、遼寧莊河出土、考古一九七三—六)

31 七年、相邦陽安君、邦右庫工師吏□朝、冶吏庖執齊

大攻尹韓□ (背面)

(劍、吉林集安出土、考古一九八二—六)

32 十五年、守相□波、邦左庫工師采齊、冶句執齊

大攻尹公孫將 (背面)

(劍、河北承德出土、『河北』一三六)

といった例がある。この他傳世品にも「相邦春平侯」「相邦建信君」⁽²⁷⁾銘をもつ兵器が多数あるが、銘文の記載法と記載事項は一致している。百官の長である相邦が命令者として表わされ、庫名に「邦」字を冠することから見て、これらは趙の都邯鄲で製造されたものである。また銘の末尾に「執齊」の二字を置き、背面に大工尹名を刻することは趙の兵器銘の特色である。官名から考えて、趙の大工尹は韓の司寇と同様、官營手工業の統轄者であろう。したがって邯鄲の庫の機構は

相邦——大工尹——邦左・右庫工師——冶

と整理できる。韓と同様、邯鄲の庫は兵器庫であるとともに兵器工場でもあり、相邦以下官僚機構を通じて運営されていたのである。このような庫は邯鄲以外の地にも置かれていた。

33 王立事、□令肖世、上庫工師樂星、冶胡執齊

(劍、河北磁縣白陽城出土、『河北』一〇一)

64 六年、庠令肖乾、下庫工師天□、冶句執齊

(戈、河北邯鄲出土、『河北』一〇二)

兩者ともに「執齊」で銘を結んでおり、趙に屬する縣に上、下庫が置かれていたことがわかる。邯鄲の例と異り、命令者は縣令で、大工尹のような中級の官名は記されていない。傳世品で趙のものとされる兵器銘でも同様であるから、趙の縣では縣令に庫が直屬したと考えてよいだろう。恐らく縣レベルの庫は首都に比べて規模が小さかったのではないだろう。趙の縣における庫の機構は次のとおり。

縣令——上・下庫工師——冶

この機構は基本的に韓の縣レベルの庫と一致している。

次に魏の場合。魏については青銅禮器とは對照的に兵器銘の事例が少ない。一九七〇年湖南衡陽白沙洲二號戰國墓から次のような銘を帶びた戈が出土した。

65 卅三年、大梁左庫工師丑、冶□

(考古一九七七—五)

この銘文から魏の首都大梁に左庫がおかれ、兵器を製造していたことがわかる。この器は恐らく戰利品として楚にもたらされ、楚人の墓に副葬されたのだろう。傳世品では

66 七年、邦司寇富无、上庫工師成閔、冶□

(矛、『三代』二〇—四〇)

67 十二年、邦司寇野卑、上庫工師司馬癘、冶□

(矛、『三代』二〇—四一)

という例がある。「邦司寇」なる官名は韓や趙では見出されず、字體は三晉のものと見られるから、これらの器は魏の首都で作られたものと考えられる。わずかの例ではあるが、ここから窺われる魏の大梁の庫の機構を示せば、

邦司寇——庫工師——冶

となろう。韓、趙と異り、邦司寇の上級が記されていないが、邦司寇が魏の最高官とも思えない。官制としてはこの上に梁の長官が魏の相邦が位置すると考えられるが、確かめることができない。

魏の地方の縣に置かれた庫の例としては

38) 卅四年、邨丘令□、左工師哲、冶夢

がある。「左工師」が「左庫工師」の省略であろうことは、傳世品に

39) 十二年、寧右庫、卅五

40) 朝歌右庫工師□

41) 卅二年、鄴令□□、右庫工師巨、冶山

などがあり、魏に屬する縣に左、右の庫が置かれていることから明らかである。また39、40の例は省略したタイプの銘文であり、韓や趙の整った記載に比べてバラエティに富んでいる。しかし銘文から読みとれる庫の機構は

縣令——左、右庫工師——冶

であり、韓や趙と共通である。

以上紹介してきた三晉諸國の庫は、見られるように首都における統轄者の官名こそ相違するものの、庫自體の機構はよく似ており、兵器庫兼兵器工場という性格を持っている。また首都のみならず地方の縣にも同様の庫が置かれ、縣令が命令者として表わされる點も共通である。注目すべきことは、魏において前章で検討した府系統の機構と庫の機構が截然と異っていることである。このことは、戰國魏において財庫と兵器庫が官制上明確に分れ、その機構を異にしていたことを示している。魏の庫は府に比べてより大規模かつ官僚的な機構であるのに對し、府は宮廷の財庫のおもかげを強くともめている。またそれぞれに附屬する工房で作られるものについては、府では青銅禮器や貴金屬製品に偏り、庫ではほとんど兵器ばかりである。わずかに例外もある⁽²⁸⁾ので、府・庫に附屬する工房は基本的には禮器、兵器の雙方を製造し得る施設だったはずである。しかし、質的に同様な工房の製品の種類が偏る傾向を見せることは、工房の附屬する府・庫の機能の分化を示しているように思われる。

(戈、湖北江陵拍馬山五號墓出土、考古一九七三—三)

(劍、『錄遺』五九〇)

(戈、『三代』一九一四六)

(戈、『三代』二〇—二三)

最後に秦における庫の機構をとりあげよう。

(42) 少府 (面) 武庫受屬邦 (背)

(矛、河北易縣西沈村出土、『河北』一四七)

この矛は少府が管理あるいは製造し、「武庫」から「屬邦」に移管されたものである。少府と武庫がどのような關係にあったのかはわからないが、この武庫は首都咸陽の武庫であろう。秦末の反亂を鎮壓するため章邯が驪山陵の刑徒たちを武装させた際には、このような武庫に大量に貯えられていた兵器を用いたのだらう。(29)

さて、秦における兵器の製造がどのように行われていたのかについては、すでに李學勤氏、角谷定俊氏らの詳細な研究があり、(30) 二、三の新たな資料を除いて附け加える點はほとんどないと言ってよい。他國との比較のため典型的な例をあげて簡単に整理しよう。

(43) □年、大良造鞅之造戈

(戈、『三代』二〇一二)

(44) 四年、相邦穆旂之造、櫟陽工上造閒、吾

(戈、『三代』二〇一二・二七)

(45) 十三年、相邦義之造、咸陽工師田、工大人耆、工頹

(戟、『錄遺』五八四)

(46) 廿年、相邦冉造、西工師□□鬼薪□

(戈、湖南岳陽城出土)(31)

(47) 廿一年、相邦冉造、離工師榮。離 壞德

(戟、『雙劍謠吉金圖錄』下三二)

(48) 三年、相邦呂不韋造、寺工詔、丞義、工寫

(戈、臨潼一號兵馬俑坑出土、文物一九八二一三)

(49) 元年、丞相斯造、櫟陽左工去疾、工上□ 武庫 石邑

(戈、遼寧寬甸縣出土、考古與文物一九八三一一)

これらはいずれも相邦や丞相が命令して作られた兵器である。(43)の大良造鞅は商鞅を、(45)の相邦義は張儀を、(46)は魏冉を、(49)は李斯を指すとされており、文獻と相俟って作器の絶対年代を定めることが可能である。作器の場所は櫟陽、咸陽、雍、寺工である。前三者は地名、寺工は恐らく宮廷附屬の工房名であろう。(44)、(47)、(49)の末尾に記されるのは兵器の配備された場所を示している。以上から秦の中央における兵器製造機構を整理すれば、

相邦（丞相）——首都及び周邊諸縣工師——丞——工

寺——工

となる。これを三晉の例と比較すると、まず秦では三晉と異って庫が直接兵器製造に關與していないことが目につく。武庫は完成した兵器の收藏場所として記される。また秦の中央では趙と同様相邦が兵器製造の命令者であるが、趙と異って首都咸陽のみならず周邊の諸縣にも命令を下している。製造の現場では、監督者の工師の職名は三晉と共通だが、その副として「丞」が記され、鑄物工は「工」と呼ばれている。これらが三晉との相違点である。

次に秦の地方の兵器の製造、管理について整理してみよう。

50 十二年、上郡守壽造、漆垣工師□、工更長猗、洛都 廣衍 （戈、內蒙古秦廣衍故城出土、文物一九七七一五）

51 廿五年、上郡守廟造、高奴工師竈、丞甲、工鬼新猷 （戟、朝鮮平壤出土、『樂浪郡時代の遺蹟』上二〇二）

52 二年、上郡守冰造、高工丞沐□、工隸臣徒、上郡武庫 （戈、內蒙古準格爾旗納林公社出土、文物一九八〇一九）

53 廿六年、隴西守□造、西工宰闌、工□、武庫 （戟、陝西寶雞縣出土、文物一九八〇一九）

54 廿六年、蜀守武造、東工師寅、丞業、工□ （戟、四川涪陵小田溪三號墓出土、文物一九七四一五）

55 廿二年、臨汾守暉、庫係工歇造 （戟、江西遂川縣出土、考古一九七八一一）

56 四年、邛令輅、庶長工師郢、□□□奠 （戈、『奇觚室吉金文述』一〇二七）

50、52は上郡の郡守が郡内の漆垣や高奴の工師に命じて作ったもの。52の「高工丞」は恐らく「高奴工師丞」の省略であろう。また52に「上郡武庫」が見えることは、郡守の管轄する兵器が郡の武庫に收藏されたことを示している。上郡關係の兵器は傳世品にも數例ある。53、54はそれぞれ隴西郡守、蜀郡守の命令によって作られた兵器である。上郡と相違することは、工師や工卒の肩書に東、西がつけられている點である。これが何らかの地名の省略であるのか、それとも郡守のもとに東西に分れた工房があったのか明らかでない。以上五例の郡はいずれも邊境地帯であり、軍事的に特殊な地域である

が、⁽⁸⁰⁾の例は内郡にあたる地域で作られた兵器である。⁽⁸¹⁾の臨汾は河東郡の縣名だが、「守」と記される點がおかしい。⁽⁸²⁾は河内郡の邗（漢の野王縣）の縣令が命令したものだ、秦の兵器銘で縣令の記されるのはこの一例だけである。また工の肩書が「庫係工」とある點も他と比べて異質である。秦の内郡では、上郡など邊郡に比べて制度が整っていないような印象を受ける。單なる臆測だが、秦が舊三晉の地を占領した場合、その地に以前からあった兵器生産施設を接収することもあり、邊郡のように統制のとれた官制を施行しにくかったのではないだろうか。

ともあれ、これら諸例から秦の邊郡では三晉と異って郡守がその地域の兵器製造に責任をもち、その権限は郡内の諸縣に及ぶものだったことは明らかである。そして郡單位に武庫が置かれ、兵器を收藏していたことも十分推測できよう。

では秦の縣ではどうだろうか。わずかながら雲夢秦簡に資料が散見する。「秦律雜抄」に

●卒に兵を粟するに、完善ならざれば、丞、庫嗇夫、吏は貲すること二甲、廢す。

〔報告〕三四三、〔圖版〕秦律雜抄一五、〔釋文〕一三四頁

とあり、兵士に支給する兵器に缺陷があると、關係する官吏は貲二甲を科せられた上免職という厳しい罰を下されたことがわかる。ここに現れる庫嗇夫は縣の庫の役人と考えられるから、秦では縣單位に兵器庫が置かれていたことになる。この他「工律」に

公の甲兵は各おの其の官名を以てこれに刻久⁽⁸³⁾せよ。其の刻久すべからざるものは、丹もしくは髹を以てこれを書せ。

其れ百姓に甲兵を畧するには、必ず其の久を書し、これを受くるにも久を以てせよ。（以下略）

〔報告〕一六九、一七〇、〔圖版〕秦律十八種一〇二、一〇三、〔釋文〕七一頁

とあり、兵器の管理の詳細が記されている。この條文は工律に屬するが、工律の他の様々な規定から、縣には縣令のもとに工師、丞、工があつて器物の製作にあたつていたことが明らかにされている。⁽⁸³⁾縣の場合も、三晉と異つて工師などが直接庫に屬していない點、金文から考えられることを裏書きしている。しかし公の甲兵の管理規定が工律に含まれること

は、兩者の關係が近かつたことを同時に考えさせる。縣の工師などが、庫に納める兵器の新造や修繕にかなりの力をさいたことは十分考えられよう。「秦律雜抄」に

歲紅^(効)に非ず、及び命書なくして敢えて它器を爲れば、工師及び丞は貲すること各二甲。

〔報告〕三四六、『圖版』秦律雜抄一八、『釋文』一三七頁

とあり、工師には歲功（年間ノルマ）の他、上級からの命令書による特別な仕事も課せられていたことがわかる。相邦や郡守の命令による兵器製造はこの「命書」によるのではないかとも思われるが、確證はない。

これらの事例から、秦では首都咸陽を始め各郡縣に庫が置かれて兵器を管理していたこと、しかし三晉と異り、兵器の製造は直接庫で行われたのではないと思われることが明らかになった。さらに三晉との相違で重要なことは、秦において郡の機構が縣の上級として見出されることである。このことは首都についても言える。趙の相邦と異り、秦の相邦は首都周邊の諸縣に權限を及ぼすことができた。秦の縣は中央、地方を問わず何らかの上級機構の統制を受けていたのである。さらに、前引^四の例は、少くとも兵器の製造管理については始皇帝の統一後にもそれ以前と同じ方式がとられたことを示している。戰國秦で發達した庫の機構も、恐らく秦の崩壊まで存続したと考えられる。

第三章 府・庫の歴史的位置

第一、二章において、各國に財庫たる府と兵器庫たる庫が存在し、それぞれに異った機能をもつたその機構を發展させていたことが明らかになったが、このような機構は歴史的にどのような過程を経て生まれたのだろうか。

まず前提として考えておくべきことは、一口に「くら」といっても、納める物によって性質が異なるといふ自明の事實である。穀物、兵器、財寶などがそれぞれの物理的、社會的性格に應じて管理されなければならない以上、納める場所や管理方法が異なるのは當然である。府や庫、あるいは穀物倉などは、名稱は別としてそれぞれに非常に古い歴史を持っている

と考えられる。しかし本稿で扱ってきたような府や庫が史料的に確かめられるのは春秋時代からである。各國の事例を二、三あげてみよう。

『左傳』哀公三年（四九二B・C）夏五月に魯に火災があり、宮殿に延焼した記事がある。その際のこととして

火を救う者皆な曰く、「府を顧みよ。」と。……百官官ごとに備え、府庫慎守し、官人は肅給す。

と記されている。魯の宮殿には府・庫のあったことがわかる。魯の庫は「大庫」⁽³⁴⁾あるいは「大庭氏の庫」⁽³⁵⁾と呼ばれたらしい。同じく昭公十八年（五二四B・C）には宋や衛の火災をこの庫に登って望んだというから、魯の庫はかなり高い建物をもっていたことが想像できる。

この時、鄭でも大風にあおられて火災が発生した。

火作る。子産、晉の公子公孫を東門に辭し、司寇をして新客を出さしめ、舊客を禁じて宮を出ずるなからしむ。……

府人・庫人をして各おの其の事を倣めしむ。

鄭においても火災の際には人々を避難させるとともに府・庫を守ることに意を用いている。府人・庫人と分けて記されることは、府・庫それぞれに役人が置かれていたことを示している。時は前後するが、魯の襄公十年（五六三B・C）、鄭で公子の暗殺事件が起った時にも、

子西盜を聞き、倣めずして出で、尸して盜を追う。盜北宮に入る。乃ち歸りて甲を授く。臣妾多く逃れ、器用多く喪う。子産盜を聞き、門者を爲し、羣司を^{そな}庇え、府・庫を閉じて閉藏を慎み、守備を完うし、列を成して後出ず。

とあるように、子産はパニックに陥った宮廷を鎮め、府・庫の守りを固めてから暗殺者を追った。府・庫は事ある時にはまず守らねばならぬ場所であった。⁽³⁶⁾

『左傳』襄公九年（五六四B・C）によれば、宋においても魯や鄭と同様の事態が起った。

九年春、宋災あり。樂喜（子罕）司城と爲り、以て政を爲す。伯氏をして里を司らしむ。火の未だ至らざる所は小屋

を徹し、大屋に塗る。……皇郎をして校正に命じて馬を出し、工正に車を出して甲兵を備え、武守を庀えしむ。西鉏吾をして府守を庀えしむ。

この例では、魯や鄭で庫にあたる部分が工正の任務となり、車や甲兵を備えている。宋において庫に納めるべき甲兵の管理が工正、すなわち官營工房の長の職掌に含まれていたことは、宋における庫と兵器生産の親近性を示している。

以上から、春秋時代各國の國都には府・庫が置かれ、それぞれ官司があつて管理にあたつたことがわかる。しかしその官司が府人・庫人と呼ばれることは、その職掌が主として倉庫番であり、それ以上に細かく分れていなかったことをも示しているように思われる。

降つて戰國前期には、考古學的資料として前引²⁸²⁹のように庫名を記した兵器が現れる。江村治樹氏によれば、これら庫名のみを記すものは戰國前期に多い。³⁷このことは戰國前期に主要な都市において庫が左右、上下などに分れ、次第に大規模になつていったことを表している。銘文からは明らかでないが、三晉では恐らく春秋の宋にみられたような、兵器の製造と密接に結びついた庫が發達し始めたと思われる。

さらに戰國中期、後期になると、第一、二章で紹介したタイプの金文が急増する。兵器については、このころの兵器は實用的で大量生産むきの造りになり、銘文資料の多さは兵器が事實大量に作られたことを如實に物語っている。また、銘文の記載事項が次第に増えていくことは、庫の機構がさらに大規模化して官僚的組織を整えたことを示している。青銅禮器については、それ以前にはほとんど見られなかった製造、管理擔當官名の刻記が銘文の主流となり、青銅禮器のように子々孫々に傳えるべき記念物としての性格を失い、官有の器物としての性格を強めたことを示している。このことから、銘文に現れる府が、宮殿で君主の財寶を管理する財庫から次第に多數の屬官を配した官僚的財政機構へと脱皮したと考えられる。

特に魏の事例で見られたように、地方の縣レベルにも府・庫の機構が見られることは重要である。寧（のちの修武）では

(1)に見られたように府系統の官である冢子と、(2)に見られる庫とがともに置かれ、朝歌には(6)、(4)のように下官と右庫が置かれている。この二つの都市については縣令が銘文に現れないが、庫については縣令の統轄する庫が三晉の多數の縣に置かれたことがすでに明らかである。魏において見られる府・庫の機構は戰國後期にはかなり官僚的・組織的に配置されたと考えられる。

同時代資料から窺われるこのような傾向は文獻史料にも見出せる。

春秋末の晉、范氏・中行氏はすでに滅び、強盛を誇る智氏は韓、魏と連合して趙鞅を攻めた。その際のこととして『國語』晉語九は次のように記す。趙鞅(襄子)は自らの依るべき地として、城壁の完備した長子や倉・庫の満ちた邯鄲ではなく、趙氏が歴代善政を布いてきた晉陽を擇んでたてこもり、水攻めにあつてかまどが水に漬かるほどになつても民は趙襄子に従つた。⁽³⁸⁾『國語』はこの後の事情を記さないが、包圍攻撃に耐えた趙襄子は逆に攻撃軍の離間に成功し、韓・魏とともに智氏を滅したとされている。智氏滅亡の故事は縱横家の好んで引用するところとなり、現在残っている文獻中に言及されている例は枚擧に暇がない。しかし『國語』の例の中で記される大規模な水攻めは春秋時代にはあり得ず、この説話が戰國時代の潤色を経ていることは明らかである。このような、いわば智伯滅亡物語の最もまとまつた形が『韓非子』十過篇に見られる。智氏との戦争が避けられないことを悟つた趙襄子は、張孟談の勧めで晉陽に奔ることにした。そして乃ち延陵生を召し、軍車騎を將いて先に晉陽に至らしめ、君(趙襄子)因りてこれに従う。君至りて其の城郭及び五官の藏を行るに、城郭治めず、倉に積粟なく、府に儲錢なく、庫に甲兵なく、邑に守具なし。襄子懼る。……張孟談曰く、「……君其れ令を出し、民をして自ら三年の食を遺して餘ある者は、これを倉に入れしめ、三年の用を遺して餘錢ある者は、これを府に入れしめ、遺(脱文か)、奇人ある者は城郭の繕を治めしめよ。」と。君夕に令を出し、明日、倉は粟を容れず、府は錢を積むなく、庫は甲兵を受けず。居ること五日にして城郭已に治め、守備已に具わる。君張孟談を召してこれに問いて曰く、「……吾れに箭なきを如何せん。」と。張孟談曰く、「……公宮の垣は皆な荻・

蒿・楮・楚を以てこれを牆す。楮は高丈に至るあり。君發してこれを用いよ。」と。……君曰く、「吾が箭已に足れり。金無きを如何せん。」と。張孟談曰く、「……公宮令舎の堂は皆な鍊銅を以て柱・質と爲す。君發してこれを用いよ。」と。ここにおいて發してこれを用い、餘金あり。號令已に定まり、守備已に具わる。

このような準備のかいあって、趙襄子は三か月に及ぶ包圍攻撃に耐えることができたのである。この物語は節略した形で『戰國策』趙策一にも採られているが、いずれも『國語』の徳治主義的説話と比較してみると、明らかに大幅な潤色が加えられている。この潤色は戰國後期の法家や縱横家によつて、當時の現實を踏まえて加えられたと考えられるから、『韓非子』に描かれた晉陽は三晉分裂前夜の史實というよりも、むしろ戰國後期の都市の姿を強く反映していると見てよいだろう。

ここに描かれるのは、長期の包圍に耐えられる軍事的都市の條件である。堅固な城壁を具えることは勿論だが、城内に府・庫・倉があつてあり餘るほどの食料や武器が貯えられていること、のみならず城内に兵器などを生産、補給できる能力を持つこと、がその必須の條件であつた。⁽³⁹⁾このような軍事的都市において、金錢を納める府、兵器を納める庫、食料を納める倉が、いわばセットで財政の中核をなしていたのである。第一、二章で検討してきた府や庫の例から見て、『韓非子』に描かれた晉陽の府・庫は戰國後期の現實の制度をかなり正確に踏まえていると言えよう。府・庫の機構は、軍事的都市に配置されたすぐれて戰國的な財政機構だったのである。府・庫が同一の都市に併在している例は前述の寧と朝歌の二例にとどまるが、府・庫・倉がセットで設けられた都市は恐らくかなりの數にのぼると考えられる。⁽⁴¹⁾

いま一つ注意すべきことは、『韓非子』において府が特に金錢を納める藏として描かれている點である。これは府の機構と貨幣流通が深く結びついていることを示している。『荀子』富國篇に

今の世は而ち然らず。刀・布の斂を厚くして以てこれが財を奪い、田野の税を重くして以てこれが食を奪い、關市の征を苛にして以て其の事を難くす。

と記されるように、戦国後期、次第に錢納化されたと思われる軍賦、發達した商業を背景とした關市の税の徴収に府の機構が關與していたと考えられる。秦において少内が金錢の出納を専門にしていたこと、楚の大夫が關稅徴収に關係していたこともこれを傍證する。

黃盛璋氏は三晉の兵器銘の研究の中で、庫の置かれた都市と戦国時代の貨幣の發行された都市が大半一致することに注目した。⁽⁴²⁾これは庫において貨幣が鑄造されたことを意味するものではないが、少くとも貨幣流通の中心となるような都市には庫とともに貨幣を扱う財政機構、すなわち府が置かれたのではないか、という推測が成り立つのではないだろうか。とすれば、府・庫がセットで置かれた都市は具體例の得られる魏のみならず三晉全體に廣がっていたと考えられよう。

換言すれば、三晉の都市の多くは官僚的に運營される財政機構として府・庫・倉を具えた軍事的都市であり、これが縣という行政單位をなしていたと言ふことができる。そして魏において見られたように縣の府・庫は首都のそれと規模の小以外に質的な差がなく、韓や趙の庫についても同様の傾向が認められた。このことは三晉各國の首都が地方の縣と異質な存在だったのでなく、軍事的都市としての課題を共有していたことを示している。戦国時代三晉の首都はしばしば包圍攻撃を受け、かなり長期の籠城を強いられた。⁽⁴³⁾これは三晉の兵が弱かったからというよりも、城にたてこもつて戦うことが攻撃を受けた際の基本的な戦術だったからに他ならない。⁽⁴⁴⁾

このことは秦についてより明瞭である。秦の首都や各縣に府・庫・倉があり、官吏によって嚴密に管理されていたことはすでに明らかになっている。米田賢次郎氏によれば、商鞅の變法によって造られた縣は、邑制と兵制を一致させた極めて軍事的色彩の濃いものであった。⁽⁴⁵⁾秦の郡縣制の基本單位となる縣も、官僚的に管理される府・庫・倉が財政的中核をなす軍事的都市であつたと考えて間違いないだろう。この點で秦の縣と三晉の縣は共通する面を持っている。

ところで秦と三晉の重要な相違は、兵器銘の中に秦では縣の上級として郡が現れるのに對し、三晉では郡の機構が見出されないことである。戦国時代、郡は國境や占領地の縣を特別軍政地域として統轄するために設けられたといわれてい

(46)

このような郡制における軍事的觀點の重視が秦の兵器銘にも反映していると考えられる。しかしこのことは直ちに秦における郡縣制の完成を意味するものではない。漢初の段階で郡はまだ行政全般に關與する機構ではなく、その職掌は縣の監察や軍事に限られていたこと(47)から考えれば、秦の郡制を過大に評價することは避けるべきかもしれない。

むしろ、當面の課題としては秦と三晉の縣が行政單位をなす軍事的都市として共通の性格を持っていたことを強調すべきだろう。すなわち、秦が新たに占領した地域を次々に郡縣として編成し、新たな勢力基盤とすることができた背景には、三晉の行政單位となる縣が官僚的に支配される軍事的都市として秦の縣と共通する性格を持っていたことがあるのではないかと考えられるのである。

おわりに

以上の考察のまとめとして、戰國時代の府・庫について考えられることを整理しよう。

財貨を納める府と兵器を納める庫は、春秋時代には君主の財庫としてすでに存在していたが、そこに置かれた官司の職掌はまだ倉庫番としてのそれを出るものではなかった。また、一部には庫と兵器製造とが結びついている例も見られる。戰國前期になると、このような府・庫は中原諸國で同一の都市に複数の庫が置かれるなど、次第に發達し始めた。

さらに戰國中期ごろには、魏の例にみられたように府・庫ともにより大規模な官僚組織を持つようになり、それぞれに機能と職掌を異にする財政機構として整備されたと思われる。器物の製造に關わる各級の官職と人名を列記する銘文資料が紀元前四世紀から三世紀にかけて急増することは、この時期に各國で急速に官僚機構の整備が進んだことを物語っている。この時期に府・庫は宮廷の財庫から國家的財政機構へと發展したのである。

この過程で、府の機構は君主の宮廷生活に供する器物の管理とともに貨幣による財政收入の管理を行うようになった。これは戰國時代に貨幣經濟が顯著に發達したことを背景にしている。またこのような府は漢代の帝室財政の機構にも結び

つく要素を持っているように思われる。

庫の機構については、三晉では兵器庫兼兵器工場という性格を持ち、秦では兵器の製造と管理が區別される、という國による差が認められる。しかしいずれも府と比較してより大規模で官僚的な機構を持っていた點で共通している。特に秦や趙の首都では、百官の長である相邦以下、各級の行政機構を経て兵器製造が命ぜられており、軍備の強化が國家行政の大きな關心事であつたことを窺わせる。府との對比において、庫の機構は漢代の國家財政に結びつく要素を持っていると言えるかもしれない。

このような府・庫の機構は三晉諸國の場合縣レベル以上の軍事的都市に、穀物倉である倉とともに設けられていたと考えられる。しかし首都と地方の縣において質的差違はみられない。他方秦においては府・庫・倉がやはり縣單位に置かれていたが、三晉と異つて郡縣の統屬關係が明瞭である。この差異を含みつつ、秦と三晉は官僚的に支配される軍事的都市を行政の基本的單位である縣として把握しており、その點で共通する側面を持っていたと言えよう。

さて、金文資料からみた各國の府・庫が紀元前四世紀から三世紀にかけて急速に官僚的機構を整備していったことは何に起因するだろうか。楊寬氏は著書『戰國史』（改訂版）の中で、紀元前五世紀から四世紀半ばにかけて各國で中央集權的な體制樹立を目指す變法が實行されたことに注目し、この動きを「變法運動」と名づけた。⁽⁴⁸⁾府・庫の官僚機構の擴大、整備がまさにこの時と相前後していることは單なる偶然とは考えられない。文獻史料のみからは窺い難い變法の具體的成果が金文資料に現れていると考えられよう。

さらに、府・庫の機構が春秋から戰國へと受け繼がれながら次第に戰國的軍事都市の性格を強く反映するようになったことは、春秋後期に顯著にみられる縣の再編、すなわち采邑としての封建的な縣から中央集權的な縣へ、⁽⁴⁹⁾という動きの延長としても把握される。春秋・戰國時代は「都市國家から領土國家へ」、中國社會が變貌した時代である。⁽⁵⁰⁾この流れの中で、府・庫の機構の整備は春秋末から戰國中期にかけて、中原の諸都市が國の相違を問わず官僚的に支配される軍事的都

市川縣へと變貌をとげたことを物語っているのではないだろうか。

本稿では戰國時代の府・庫をとりあげたが、資料不足のため具體的な事例は秦と三晉に限らざるを得なかった。また當時の郡縣制や財政制度の全體に考察を及ぼすこと、さらに漢代の諸制度、特に帝室財政と國家財政が區別されるに至る沿革をたどることなど重要な問題があまりに残されている。すべては今後の大きな課題である。

註

- (1) 先驅的業績として李學勤「戰國題銘概述」(文物一九五九・七・九)がある。
- (2) 壽縣楚器には、ここにあげた大府關係の器の他、「冶師」の製造に係るもの、「鑄客」所造のものがあるが、三者の關係は銘文からは判斷できない。大府附屬の工房の製造責任者が「冶師」であるかもしれない。「鑄客」について、佐藤武敏氏は『中國古代工業史の研究』(吉川弘文館、一九六二)で、他地の手工業者が楚に雇われたものと解している。なお、壽縣楚器については、唐蘭「壽縣所出銅器考略」(國學季刊第四卷一號、一九三四)、李景昉「壽縣楚墓調查報告」(田野考古報告第一冊、一九三六)参照。
- (3) 鄂君啓節については多くの業績が發表されているが、船越昭生「鄂君啓節について」(東方學報京都第四三冊、一九七二)に諸説がまとめられている。
- (4) 佐藤武敏「先秦時代の關と關稅」(甲骨學第一〇號、一九六四)
- (5) なお釋文は李學勤「秦國文物的新認識」(文物一九八〇・九)に従った。
- (6) 『史記』卷六九、蘇秦列傳
於是說韓王曰、「……天下之疆弓勁弩、皆從韓出。谿子、少府時力・距來者、皆射六百步之外。……」
ほぼ同文が『戰國策』韓策一にも見える。
- (7) 釋文は黃盛璋「司馬成公權的國別、年代與衡制問題」(中國歷史博物館館刊二、一九八〇)に従う。また「冶」字の變遷については王人聰「關於壽縣楚器銘文中但字解釋」(考古一九七二・六)参照。
- (8) 「冢」字の様々な異體については李家浩「戰國時代的冢字」(語言學論叢第七輯、一九八二)参照。
- (9) 平安君鼎は傳世品にも銘文のよく似たものがある。李學勤註(5)所引論文はこれらを戰國衡の器とするが、黃盛璋註(10)所引論文は反論してこの器を魏器と斷じている。
- (10) 羅吳「武功縣出土平安君鼎」(考古與文物一九八一・一二)はこの鼎銘を「平安君」と釋するが、誤りである。李學勤「論新發現的魏信安君鼎」(中原文物一九八一・四)、裘錫圭「《武功縣出土平安君鼎》讀後記」(考古與文物一九八二・二)、黃盛

璋」新出信安君鼎、平安君鼎的國別、年代與有周制度問題」

(同) 參照。

(11) 朱德熙、裘錫圭「戰國銅器銘文中的食官」(文物一九七三——二)

(12) 『河北』一四六に著錄。銘文の摹本と釋文は李學勤・鄭紹宗「論河北近年出土的戰國有銘青銅器」(古文字研究七、一九八二)による。

(13) 近年出土した雲夢秦簡、「秦律雜抄」に

采山重殿、實當夫一甲、佐一盾。……大官・右府・左府・右采鐵・左采鐵課殿、實當夫一盾。(雲夢睡虎地秦墓「圖版三三九—三五一簡」、『睡虎地秦墓竹簡』線裝本「秦律雜抄」二——三簡、『睡虎地秦墓竹簡』洋裝本釋文一三八頁)

とある。「采山」は山林資源採取を指している。後文の「左・右府」「大官」「左・右采鐵」は、山林資源の採取を通常の「采山」とは別枠で地方の縣に命じうる中央官署であったと見てよい。夙に增淵龍夫氏の指摘した如く、山林藪澤資源は君主の家産に屬すべきものだったと考えられるから、これらの官署は秦の少府の屬官だったかもしれない。なお、以後雲夢秦簡の引用は發掘報告を『報告』、線裝本を『圖版』、洋裝本を『釋文』と簡稱する。

(14) 于豪亮「雲夢秦簡所見職官述略」(文史第八輯、一九八〇)、工藤元男「秦の内史——主として睡虎地秦墓竹簡による——」(史學雜誌九〇編三號、一九八一)、「睡虎地秦墓竹簡に見える大内と少内——秦の少府の成立をめぐる——」(史觀一〇五冊、一九八一)

(15) 縣・都官以七月糞公器不可繕者。有久識者、靡蠹之。其金及鐵器入以爲銅。都官輸大内、内受買之、盡七月而齊。都官遠大内者輸縣、縣受買之。(以下略)『報告』一五三——一五六、『圖版』秦律十八種八六——八八、『釋文』六四頁

(16) 受衣者、夏衣以四月盡六月粟之、冬衣以九月盡十一月粟之。過時者勿粟。……已粟衣、有餘褐十以上、輸大内、與計偕。都官……在咸陽者、致其衣大内。在它縣者、致衣從事之縣。縣・大内皆聽其官致、以律稟衣。金布『報告』一五七——一六〇、『圖版』秦律十八種九〇——九三、『釋文』六六頁

(17) 縣・都官坐效・計以負債者、已論。當夫即以其直錢分負其官長及冗吏、而人與參辨券、以效少内。少内以收責之。……金布『報告』一四七——一八、『圖版』秦律十八種八〇——八一、『釋文』六一頁

(18) 告臣 爰書、某里士五甲縛詣男子丙、告曰、「丙、甲臣、橋悍不田作、不聽甲令。謁買公、斬以爲城旦、受買錢。……」

●令少内某、佐某以市正買買丙丞某前。丙中人、買若干錢。

(以下略)『報告』六一——七一、『圖版』治獄程式四〇——四四、『釋文』封診式、二五九頁

(19) 府中公金錢私賣用之、與盜同法。●可謂府中。●唯縣少内爲府中、其它不爲。『報告』四〇二、『圖版』法律答問三三、『釋文』一六五頁

(20) ●臧皮革囊突、實當夫一甲、令・丞一盾。●臧律『報告』三四四、『圖版』秦律雜抄一六、『釋文』一三六頁

(21) 楊寬「從“少府”職掌看秦漢封建統治者的經濟特權」(秦漢史論叢第一輯、一九八一)

(22) 郝本性「新鄭『鄭韓故城』發現一批戰國銅兵器」(文物一九七二・一〇)

(23) a、黃茂琳「新鄭出土戰國兵器中的一些問題」(考古一九七三・一〇)、b、黃盛璋「試論三晉兵器中的國別與年代及其相關問題」(考古學報一九七四・一)。この二論文は黃氏著『歷史地理與考古論叢』(齊魯書社、一九八二)に新たな註を附して收められている。

(24) 林巳奈夫「殷周時代の武器」(京都大學人文科學研究所一九七二)

(25) 江村治樹「春秋戰國時代の銅戈、戟の編年と銘文」(東方學報 京都 第五二冊、一九八〇)

(26) 一九七三年、燕下都址から百八件の銅戈が一括して出土し、百七件の器に銘文があったが、ほとんどは王名と兵種を印記するタイプの銘文である。河北省文物管理處「燕下都第二三號遺址出土一批銅戈」(文物一九八二・一八) 参照。

(27) 黃盛璋註(22)所引論文参照。春平侯、文信君は「戰國策」趙策などにしばしば登場するが、いずれも戰國末、呂不韋などとは同時代の人と考えられる。

(28) 傳世の鼎銘に「十一年、庫嗇夫肖丕、賜□□命所爲。空二斗。」(三代)三三四三、器影は『貞松堂吉金圖』上二三(二)という例があり、明らかに戰國時代三晉の器である。また中山國では青銅禮器を左・右使庫で製造している。張守中『中山王骨器文字編』(中華書局、一九八一)、西村俊範『中山王墓出土銅器の鑄造關係銘文』(『展望アジアの考古學』新潮社、一九八三) 参照。また、秦や韓の少府が兵器を製造していたことも

想起すべきである。

(29) 『史記』卷六、秦始皇本紀

(二世)二年冬、陳涉所遣周章等將西至戲、兵數十萬。二世大驚、與羣臣謀曰、「奈何。」少府章邯曰、「盜已至、衆彊。今發近縣不及矣。鄼山徒多、請赦之、授兵以擊之。」二世乃大赦天下、使章邯將、擊破周章軍而走、遂殺章曹陽。

(30) 李學勤「戰國時代的秦國銅器」(文物參考資料一九五七・一八)、註(5)所引論文。角谷定俊「秦における青銅工業の一考察——工官を中心に——」(駿臺史學第五五號、一九八二)

(31) 周世榮「湖南楚墓出土古文字叢考」(湖南考古學輯刊第一輯、一九八二)に紹介されているが、發掘報告は未發表。

(32) 廣州一一一八號西漢前期墓から、「□都成□、工師司馬狄丞狄」なる銘をもった戈が出土した。器形は殘缺のため不明とせざるを得ないが、銘文の形式、字體は三晉のものに近い。しかし工師の下僚が「丞」である點はむしろ秦のものに近く、三晉には例がない。これは秦と三晉の中間的な形式を示している。「廣州漢墓」插圖八三参照。

(33) 角谷定俊前掲論文。吳榮曾「秦的官府手工業」(『雲夢秦簡研究』中華書局、一九八一) 参照

(34) 『左傳』昭公五年

仲(叔孫仲壬)至自齊。……南遺使國人助豎牛、以攻諸大庫之庭。司宮射之、中目而死。

(35) 同、昭公十八年夏五月

戊寅、風甚。壬午、大甚。宋・衛・陳・鄭皆火。梓慎登大庭氏之庫、以望曰、「宋・衛・陳・鄭也。」數日皆來告火。

(36) 鄭の庫は「襄庫」と呼ばれた。『左傳』襄公三十年秋七月に癸丑、(伯有) 自墓門之潰入、因馬師頡、介于襄庫、以伐舊北門。驅帶率國人、以伐之。

とある。

(37) 江村治樹前掲論文。

(38) 『國語』晉語九

(趙) 襄子出、曰、「吾何走乎」。從者曰、「長子近、且城厚完。」襄子曰、「民罷力以完之、又斃死以守之。其誰與我。」從者曰、「邯鄲之倉庫實。」襄子曰、「浚民之膏澤以實之、又因而殺之。其誰與我。其晉陽乎。先主之所屬也。尹鐸之所寬也。民必和矣。」乃走晉陽。晉師圍而灌之、沈竈產穢、民無叛意。

なお、趙襄子はこれより前、范氏・中行氏の亂の際にも晉陽にたてこもっている。『左傳』定公十三年参照。

(39) 『墨子』七患篇に

故倉無備粟、不可以待凶饑。庫無備兵、雖有義不能征無義。

とある。また雜守篇の末尾に城が守れない五つの條件を記すが、その一つは「畜積在外」、すなわち物資の集積が城外にあることである。軍事的觀點から倉・庫を重視する點、『韓非子』と共通する。

(40) 本稿では直接倉の問題に觸れることができなかったが、近年工藤元男氏の業績(前掲)や太田幸男氏「湖北睡虎地出土秦律の倉律をめぐる」(東京學藝大學紀要 社會科學第三一、三二集、一九八〇)があり、秦の倉のシステムが明らかになっている。また、古くは木村正雄「支那倉庫制度發達の基礎條件」(史潮第十年第三・四號、一九四二)があるが、倉の軍事的條

件には觸れていない。

(41) 『呂氏春秋』懷寵篇に「分府庫之金、散倉廩之粟、以鎮撫其衆。不私其財。」「淮南子」人間訓に「西門豹治鄴。廩無積粟、府無儲錢、庫無甲兵、官無計會。人數言其過於文侯。文侯身行其縣、果若人言。」「戰國策」秦策五に「令庫具車、廩具馬、府具幣、行有日矣。」など、府・庫などの財庫を對句的に用いる修辭は戰國から漢代に多く見られる。これは現實の制度において府や庫が對になっていたからこそ生まれたのだと考えられる。

(42) 黃盛璋註(22)所引論文。

(43) 例えば紀元前二八三年、二七五年に魏の大梁が秦軍に包圍され、後者では韓の援軍を得て危地を脱した。また長平の戰勝の餘勢を驅つて秦が趙の邯鄲を包圍した(二五七B、C)が、一年以上の籠城の末に韓・魏・楚が來援して秦軍を撤退させた(いずれも『史記』六國年表、各國世家)。このように長期の包圍に耐えながら各國に來援要請の使者を出す、という必要が縱横家に活躍の場を与えたとも考えられる。

(44) 『墨子』末尾の十一篇はすべて包圍攻撃にあった都市の守備方法にあてられている。岑仲勉『墨子城守各篇簡注』(古籍出版社、一九五八)参照。また『商君書』兵守篇、境内篇にはそれぞれ守城、攻城の作戰が書かれており、『墨子』の内容と對應している。戰國後期、攻城戰の激しさを窺わせる。

(45) 米田賢次郎「二四〇歩一畝制の成立について——商鞅變法の側面——」(東洋史研究第二六卷四號、一九六八)

(46) 鎌田重雄「郡縣制の起源について」(東洋史學論集一、一九

五三

(47) 紙屋正和「前漢郡縣統治制度の展開について——その基礎的考察——」(福岡大學人文論叢第二三卷四號、一四卷一號、一九八二)

(48) 楊寬『戰國史』(上海人民出版社、一九八〇)第五章、戰國前期各諸侯國的變法運動

(49) 五井直弘「春秋時代の縣についての覺書」(東洋史研究第二六卷四號、一九六八)

(50) 宮崎市定「中國における聚落形體の變遷について——邑・國と郷・亭と村に對する考察——」(『アジア史論考』中卷、朝日新聞社、一九七六所收)

A STUDY OF LAND TRANSFER ON WESTERN ZHOU BRONZE INSCRIPTIONS

MATSUI Yoshinori

Bronze inscriptions of the Western Zhou dealing with land such as the various vessels by Qiu Wei 裘衛, Peng Sheng Gui 朋生簋, Da Gui 大簋, San Shi Pan 散氏盤, etc. are basically documents consisting of the date, the reason for land transfer, the boundaries of land, the establishment of them by the enfeoffing side, and the specific rituals and the casting of the vessel by the feoffee. These inscriptions show the whole organization of land transfer.

The structure of rulership and administration of the enfeoffed territory can be seen in the organization of the enfeoffing side, who undertook the establishment of the boundaries of land. For example, it is quite clear in the inscription on the Wu-si-Wei Ding 五祀衛鼎 that *tian* 田, the land, was under immediate administrative management of the enfeoffing side. On the other hand, according to the Jiu-nian-Wei Ding 九年衛鼎 it is obvious that *li* 里 was a land with a stratified structure of administration and rulership.

The land described in the inscription of San Shi Pan was a combination of these two types. The territory mentioned here, Mei-jing-yi-tian 眉井邑田, had possibly suffered a destruction of the cooperative management system of *yi* 邑 and gradually deteriorated to a *tian* 田.

TREASURY 府 AND ARMOURY 庫 IN THE WARRING STATES PERIOD

SAHARA Yasuo

In bronze vessel inscriptions of the Warring States period frequent mention is made of storehouses under the name of treasury or armoury, *fu* 府 and *ku* 庫. Basically a *fu* is a storage place for valuables and commodities, while a *ku* is used for arms, in the Warring States period, however, these were no longer mere storehouses, but they also acquired

a character of financial organizations managed by bureaucracy.

Then the organization of *fu* became the office where the palacial life of the ruler was administered, as much as it furnished the place where ritual bronze vessels were cast. Moreover it had some function in the process of tax collection. The organization of *ku* was not only the official arsenal, but as a workshop for arms became the basic unit for military production on grand scale.

Most of these *fu* and *ku* were found in the military cities in the states of Han 韓, Wei 魏, Zhao 趙, and Qin 秦. This underlines the fact that in the Warring States period cities were military centers, equipped with all the commodities, arms, and provisions necessary to endure a long-term siege. Moreover, the institutions of *fu* and *ku* of Warring States period can be appreciated as forerunners of the imperial finance and state finance of Han period.

THE VASSAL STATE REGULATIONS AS SEEN IN THE BAMBOO SLIPS OF THE QIN TOMB IN SHUIHUDI 睡虎地

KUDO Motoo

In the Warring States period, the State of Qin had to integrate a great many other tribes in the process of unification of the country. How was this accomplished? For the first time, this question can now be examined in the light of newly unearthed bamboo slips in the Qin tomb at Shuihudi 睡虎地. The conclusion of my examination are as follows:

The ruling system of the Qin was organized in three levels: around a kernel area of inner ministers there were the territories of the vassals, around which the territories of the outer retainers were established. The area of the inner ministers was the dominion of the Qin themselves, here, whether ruled according to the administrative or feudal system, all the people were deeply involved with the rites and laws of Qin. The territories of the vassals were either those of other tribes who had sworn allegiance to the Qin or those of different states, also allies, but with the permission to keep up their own ancestral shrines. On this level generally the ruler would be a scrupulous follower of Qin rites and laws,